

補助金の申請について

1. 高等学校等就学支援金・学費補助金の申請について

- (1) 所得要件：水色のリーフレット（神奈川県作成）をご覧ください。
- (2) 申請方法：申請用封筒を用いて、特定記録郵便にてご郵送ください。
(恐れ入りますが、郵送料についてはご負担ください。)
- (3) 提出期限：**6月19日(火)まで**
- (4) 補助金の交付：神奈川県の交付決定後、文書にてお知らせします。（10月以降の見込みです。）
- (5) 申請確認票：申請の有無に関わらず、必ず全員の方が別紙「補助金申請確認票」を事務室窓口へご提出ください。
- (6) 提出書類について

	申請をする方		全員の方
	① 就学支援金	② 学費補助金	
申請書	「就学支援金受給資格認定申請書」 「就学支援金収入状況届出書」 別紙 記入例をご覧ください	「学費軽減申請書」 別紙 記入例をご覧ください	
市町村 住民税 所得割 額確 認書 類	<p>いずれかの書類をご提出ください。コピーでも可。 ①、②共に申請する場合でも1通で可)</p> <p>ア 平成30年度市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書 イ 平成30年度市町村民税・県民税 納税通知書 ウ 平成30年度 課税証明書（市区町村にて発行） エ 平成30年度 非課税証明書（生活保護受給証明書でも可）</p> <p>注1) 上記の書類は、保護者（父母）の書類が必要です。 ただし、父母の一方が控除対象配偶者で非課税の場合は、非課税証明書の提出は不要です。</p> <p>注2) 4月に申請をされた方も再度申請する必要があります。 期日内に申請がない場合は就学支援金の支給が1年間差し止めとなります。</p> <p>注3) 源泉徴収票は使用できません。</p>		6月19日(火)までに「補助金申請確認票」を事務室窓口へ必ずご提出ください

2. 学費緊急支援補助金の申請について

平成29年4月1日以降に、家計が急変したことにより、平成30年中の所得が一定額以下となった方が対象となります。

◎ 申請手続について（就学支援金および学費補助金との併用はできません。）

対象となられた時点で担当者までご連絡ください。

詳細は、黄色のリーフレット（神奈川県作成）をご覧ください。なお、申請書の受付は、平成30年中の所得が確定する12月頃になります。